

感新企 第 302 号
福 指 第 519 号
令和 4 年 3 月 10 日

各高齢者施設及び事業所の管理者 様
各障害者施設及び事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部長

「新型コロナウイルス感染症感染者及び濃厚接触者の職場復帰時の
取扱いについて」の補足について

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 4 年 2 月 24 日付け感新企第 255 号、福指第 492 号静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知において、「感染者及び濃厚接触者の定められた隔離期間及び待機期間」を満了した場合には、検査実施や陰性証明を待たずに従業員の職場復帰を進めていただくようお願いしたところです。

この取扱いは期間を満了した場合の取扱いであり、別紙のとおり、社会機能維持者として濃厚接触者の待機期間を短縮する場合には、検査を行い、陰性を確認する必要がありますので、改めてお知らせします。

担当 感染症対策局新型コロナ対策企画課
電話 054 - 221 - 2459
福祉長寿局福祉指導課
電話 054 - 221 - 3256